

別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第 1 号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替		
第 2 号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替		
第 3 号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下		
第 4 号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
第 5 号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
第 6 号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3

II. 固定資産税の減額

1－1. 地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	---

1－2. 地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	必須となる改修工事		窓の断熱性を高める改修工事	
	上記と併せて行った改修工事		1 天井等の断熱性を高める改修工事 2 壁の断熱性を高める改修工事 3 床等の断熱性を高める改修工事	
	工事の内容			
熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費）			円	
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額			円	
熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無			有 無	
「有」の場合		交付される補助金等の額	円	
上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額			円	
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合				
長期優良住宅建築等計画の認定主体				
長期優良住宅建築等計画の認定番号			第 号	
長期優良住宅建築等計画の認定年月日			年 月 日	

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第 15 条の 9 の 2 に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年	月	日
-------	---	---	---

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称		
所在地				
一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
登録年月日及び登録番号				

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称		印		
	住所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合			登録番号	
登録を受けた地方整備局等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印		
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合			合格通知日付又は合格証 書日付	
				合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称		印		
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合			合格通知日付又は合格証 書日付	
				合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 8 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域にあつては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
 - ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）により新たに平成 20 年国土交通省告示第 515 号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。
 - ② 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
 - (2) 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の 1 から 3 のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。
 - (3) 「熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された熱損失防止改修工事に、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額」の欄には、「熱損失防止改修工事の費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - (4) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。
- 9 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 28 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 7 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 14 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 17 項及び第 19 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 21 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行

令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- (2) 証明者が指定確認検査機関の場合
- ① 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。
 - ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - ④ 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、

修繕若しくは模様替、同条第 17 項及び第 19 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 21 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

① 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 28 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 4 第 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 7 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 9 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26 条の 28 の 5 第 1 4 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 15 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第 17 項及び第 19 項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 21 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第 22 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第 41 条の 19 の 2 第 1 項に規定する住宅耐震改修、施行令第 26 条第 28 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定

する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

① 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載すること。

イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規

定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。

ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

② 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。

ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

ニ 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。